

報 告 書

開催日時	平成27年7月5日(日) 13時00分～15時15分				
自治協議会名	きじが台地区住民自治協議会	開催場所	きじが台地区市民センター		
出席議員	市川岳人、福田香織、百上真奈、前田孝也				
	司会者	前田孝也	記録者	福田香織	報告者
参加人数	22名				

【主な意見・提言等】

- ・ 請願採択後9年経つが、未だ大半の道路が市道認定されていない。12月議会では年度をまたいでしまうので、早急に要綱改正をして、市道への早期認定をお願いしたい。
- ・ きじが台は伊賀市水道事業給水条例第12条の特別給水区域1（上神戸の一部）とされているが、どの地域を指すのか明確に指定してほしい。
- ・ 市営水道の地元負担金額を300世帯で按分しているが、宅地が1300区画あるので、1300世帯で按分すべきと考える。（名張市のうぐいす台などは区画数で按分している）
- ・ 負担金を払えない生活困窮者は、申込むことが出来ずに、市の水道から切り離されている。また、分割納付の相談は市に直接出来ずに、民生委員が間に入ることになっていることにも疑問を感じている。水道料金に上乘せするなど、方法を考えてほしい。
- ・ 水道委員はずっと同じメンバーで頑張ってきたが、上水道導入に18年もの長い年月がかかったのは、市の担当者が変わる際に、引き継ぎがされていない為、その都度一からのスタートになってしまっていたことが大きな原因の一つである。改善すべきである。
- ・ 市道認定や水道導入などについて伊賀市はとても閉鎖的だと思う。事業をやりたくない為に、無理を言うのではないかとさえ思う。時代に合わない条例などは、積極的に改正し、近隣の名張、奈良、大阪の例を参考にすべきである。議会からもメスを入れて改革をしてほしい。
- ・ きじが台には危険空き家が2件ある。勧告しても反応がない場合は、行政代執行までやってほしい。
- ・ 12月から市民センターで住民票などの発行ができなくなると聞いているが、大変困る。高齢者に優しくない。

伊賀市議会議長 様

平成27年 7月31日

議会報告会実施要綱第10条第1項の規定により提出します。

平成27年度議会報告会2班

班長 市川 岳人